

林政審議会答申

『今後の国有林野の管理経営のあり方について』 企画調整室

平成21年12月に策定された「森林・林業再生プラン」（10年後の木材自給率50%を目標等とした指針）及び平成22年10月の行政刷新会議「事業仕分け」の結果（国有林野事業特別会計の事業の一般会計化と債務返済部分の区分経理）を受け、林政審議会は、平成23年1月に今後の国有林野の管理経営のあり方について、農林水産大臣からの諮問を受け国有林部会を設置し、審議を行ってきまし

た。11回の審議を経て、平成23年12月16日に「今後の国有林野の管理経営のあり方について」が、林政審議会から農林水産大臣に答申されました。林政審議会答申では、これまでの国有林野行政、森林・林業施策を大きく見直す提言がされており、以下その概要をご紹介します。

【林政審議会答申の概要】

公益重視の管理経営のより一層の推進

国有林野は、奥地脊梁山地や水源地域に広く分布しており、かつ、地域特有の景観や豊富な生態系を有する森林も多いため、国土の保全や地球温暖化防止、森林生態系の保全など、公益的機能の高度発揮に重要な

役割を果たしていくことが求められており、民有林を含めた面的な機能発揮に積極的な役割を果たすことが期待されている。

地域レベルで民有林・国有林の取り扱いが調和のとれたものになるよう、森林計画樹立や森林生態系保全方策、鳥獣被害対策等で地域関係者や民有林との連携をより一層推進する必要があります。

また、安全・安心な国土の基盤づくりとして、大規模山地災害発生時において、技術力の提供や民有林直轄治山事業など民有林の支援にこれまで以上に積極的に取り組むとともに、国有林が地域の森林経営のモデルとなるよう、

資源管理の高度化（森林基情報管理の構築など）を図る必要がある。



民有林直轄治山事業(新潟県長岡市 旧山古志村) 左:施工後 右:施工前

森林・林業の再生への貢献

森林・林業の再生を推進していくため、国有林野を適切に管理経営するのみならず、その組織や技術力、フィードバックを活用し、民有林の経営に対する支援等を実施することが求められている。

具体的には、地域ごとの地形条件や資源状況の違いに応じた低コスト作業システムの提案・検証や、先駆的な取組についての事業化の可能性を追求し、民有林における技術の普及・定着に貢献するべきである。

国内最大の事業発注者という立場を活かし、総合評価落札方式などにより競争性を確保しつつ、林業事業者の提案力や集約化のノウハウ向上、技術者の育成などを推進する必要があります。

国産材安定供給の中核としての責務を果たすことはもとより、木質バイオマスなど新たな需要開拓にも積極的に取り組むとともに、価格急変時の供給調整機能を発揮するため、全国ネットワークを活かし、木材価格や需給動向などの情報を把握する取組を進めるべきである。

また、施業の集約化への貢献として、民有林と国有林が一体となった森林共同施業団地の設定や、フォレストや森林施業プランナーなど人材の育成、施業集約化の技術開発へのフィードバック提供などに取り組むとともに、森林・林業行政における技



スギのコンテナ苗(低コスト造林)を試験的に導入



路網整備と高性能林業機械の導入による低コスト作業システム



国有林フィールドを使った准フォレスター研修の様子

術者が減少している現状を鑑み、当面、一定の研修等を受けた国有林野事業職員（准フォレスター等）による市町村森林整備計画（民有林の森林計画）策定支援などに取り組むべきである。

山村地域の振興、震災復旧・復興への貢献

山村地域の主要産業である林業の再生を通じて、森林の有する多面的機能の発揮、山村地域の雇用の創出を図っていくことは、東日本大震災の復興に必要な木材等を安定的に供給し、木造住宅等の建設や再生可能エネルギー資源として活用していく観点からも重要であり、国有林としても山村地域の振興と震災復興に一体的に取り組んでいくことが必要である。

山村最大の資源である森林の経済



写真上：瓦礫の仮置き場(国有地提供)
写真下：仮設住宅への国有林材提供

的価値を高め、効率的に活用できるよう、国有林野事業職員からもフォレスターを育成して市町村の森林・林業行政を支援するほか、地域のニーズに即した管理経営による貢献を一層推進する。

東日本大震災の復興に向けては、復興に必要な用地の提供（地方公共団体等への国有林貸付けや売り払いなど）や、復興ニーズや民有林材の動向等に応じ、必要な木材を国有林の全国ネットワークを活用して機動的に供給すること、復興用材についても供給しうる備蓄林の整備について検討するなどにより国有林として貢献すべきである。

今後の国有林野への期待に

応えるための組織・人材のあり方

森林管理局・署は、流域を単位と

して直接国有林野を管理経営する現場主体の行政組織となっており、一般会計化後の組織については、現在の組織体制を基本とすることが適当である。
一方、今後、森林・林業施策を地域で推進する役割を担う上では、林政全体の方性をそれぞれの地域で実現できる現場組織や人材の能力向上が極めて重要である。

今後の国有林野事業の経理区分のあり方

「森林・林業再生プラン」を推進し、地域の森林・林業を支援する役割を十全に発揮するためには、国有林野事業の企業性を廃し、企業特別会計ではなく、一般会計において一体的に実施することが適当である。

一方、国有林野事業特別会計には、現在約1兆3千億円の債務が存在しており、この債務については、一般会計とは経理を区分して、森林整備の結果として得られる林産物収入等によって債務が返済されることが明確となる仕組み（「債務返済特別会計」（仮称）の設置）を構築すべきである。

債務返済に係る経理区分の制度設

計にあたっては、木材価格や借入金利等の動向など不確定変動要因が存在することを踏まえ、債務返済の安定性が十分確保されるよう、現行の利子補給制度の存置も含め、慎重に検討する必要がある。
また、制度の移行に伴い、一般会計の実質的な負担が増加しないものとするとともに、歳入確保・歳出削減のインセンティブが確保される仕組みとなるよう検討するべきである。

必要な法的措置について

国有林野の管理経営については、国民の期待を踏まえ、今後、民有林や地域の関係者との連携を一層深めながら、国有林野の資源、フィールド、人材等を、公益的機能の一層着実な発揮や、我が国の森林・林業再生などのために活用していく方向に改める必要がある。

こうした管理経営の方針転換を受け、管理経営の目標や計画に係る規定の見直しを行うとともに、民有林と国有林の連携の推進等を図るための法制度上の措置等も検討するべきである。

林政審議会答申を受け

この答申を受け、林野庁は、国有林野事業特別会計を廃止し、一般会計に統合するための法案の整備を行い、平成24年の通常国会に提出する予定としています。